

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和6年3月29日

金曜日

号外(16)

目次

国民保護対策本部	
緊急処理事態対策本部	
○富山県国民保護対策本部及び富山県緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	1
災害対策本部	
○富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	12

訓令

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和6年3月29日

富山県国民保護対策本部長

富山県緊急処理事態対策本部長

富山県知事 新田 八朗

富山県国民保護対策本部 富山県緊急処理事態対策本部 訓令第1号

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する規程 $\left[\begin{array}{l} \text{富山県国民保護対策本部} \\ \text{平成18年} \quad \quad \quad \text{訓令第1号} \\ \text{富山県緊急処理事態対策本部} \end{array} \right]$ の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表知事政策部の項を次のように改める。

知事政策部 〔知事政策局長 知事政策局次長、成長戦略室長、デジタル化推進室長及び働き方改革・女性活躍推進室長〕	報道等に関すること。	戦略企画班 〔成長戦略室課長 (戦略企画担当) 成長戦略室員〕	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。
		応援1班 〔成長戦略室課長 (ウェルビーイング推進担当、民間活力導入・規制緩和推進担当及びカーボンニュートラル推進担当) 成長戦略室員〕	他班実施事項の応援に関すること。
		広報班 〔広報・ブランディング推進室課長(広報担当及びブランディング推進担当) 広報・ブランディング推進室員〕	1 報道機関との連絡調整及び報道の依頼に関すること。 2 国民の保護のための措置に関する広報及び広聴に関すること。
		デジタル化推進班 〔デジタル化推進室課長(デジタル戦略担当、行政デジタル化・生産性向上担当及び情報システム担当) デジタル化推進室員〕	1 庁内LAN及び関連システム・サービスの維持に関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。
		応援2班 〔働き方改革・女性活躍推進室課長(少子化対策・働き方改革推進担当及び女性活躍推進担当) 働き方改革・女性活躍推進室員〕	他班実施事項の応援に関すること。

別表第1の1中

地方創生部 〔地方創生局長 地方創生局次長、ワン	市町村からの応援依頼及び観光に係る国民の保護のため	地方創生・移住交流班 〔ワンチームとやま推進室課長 (地方創生・移	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 他班の分掌事務の応援に関すること。
--------------------------------	---------------------------	-----------------------------------------	-----------------------------------------------------

チームとや ま推進室長 及び観光振	の措置に 関すること。	住交流担当) ワンチームとや ま推進室員	
-------------------------	----------------	----------------------------	--

を

地方創生部 地方創生局 長 地方創生局 次長、ワン チームとや ま推進室長 及び観光振	市町村から の応援依頼 及び観光に 係る国民の 保護のため の措置に 関すること。	地方創生・移住交流 班 ワンチームとや ま推進室課長 (地方創生・移 住交流担当) ワンチームとや ま推進室員	1 部内の被害報告の取りま とめ及び連絡調整に関する こと。 2 他班実施事項の応援に 関すること。
------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

に、

		応援1班 ワンチームとや ま推進室課長 (中山間地域対 策担当) ワンチームとや ま推進室員	他班の分掌事務の応援に 関すること。
--	--	------------------------------------------------------------------	-----------------------

を

		応援1班 ワンチームとや ま推進室課長 (中山間地域対 策担当) ワンチームとや ま推進室員	他班実施事項の応援に 関すること。
--	--	------------------------------------------------------------------	----------------------

に、

		応援2班 観光振興室課長 (コンベンショ ン・賑わい創出 担当) 観光振興室員	他班の分掌事務の応援に 関すること。
		応援3班 観光振興室課長 (世界遺産・ふ るさと教育推進 担当) 観光振興室員	他班の分掌事務の応援に 関すること。

を

	応援2班 〔観光振興室課長 (コンベンション・賑わい創出 担当及び世界遺産・ふるさと教育 推進担当) 観光振興室員〕	他班実施事項の応援に関する こと。
--	---------------------------------------------------------------------------	----------------------

に改め、同表の交通政策部の項を次のように改める。

交通政策部 〔交通政策局 長 交通政策局 次長及び地 域交通・新 幹線政策室 長〕	交通に係る 国民の保護 のための措 置に関する こと。	交通戦略企画班 〔地域交通・新幹 線政策室課長 (交通戦略企画 担当) 地域交通・新幹 線政策室員〕	1 バスの被害に関する情報の 取りまとめ及び復旧の支援に 関すること。 2 部内の被害報告の取りまと め及び連絡調整に関する事 こと。 3 バスの運行状況の把握に関 すること。 4 公共交通機関及びタクシー による避難住民の運送に係る 連絡調整に関する事 こと。 5 バスへの警報等の伝達に関 すること。 6 他班実施事項の応援に関す る事 こと。
		広域交通・新幹線政 策班 〔地域交通・新幹 線政策室課長 (広域交通・新 幹線政策担当及 び城端線・氷見 線再構築推進担 当) 地域交通・新幹 線政策室員〕	1 列車による緊急物資輸送の 連絡調整に関する事 こと。 2 列車の被害に関する情報の 取りまとめ及び復旧の支援に 関すること。 3 列車の運行状況の把握に関 すること。 4 列車への警報等の伝達に関 すること。 5 他班実施事項の応援に関す る事 こと。
		航空政策班 〔航空政策課長 〕 〔航空政策課員〕	1 空港の状況の把握に関する 事 こと。 2 空港の安全確保及び災害対 策に関する事 こと。 3 空港の使用に関する事 こと。 4 航空運送事業者への警報等 の伝達に関する事 こと。 5 他班実施事項の応援に関す る事 こと。

別表第1の1中

「	文書法務班 〔総務課長〕 〔総務課員〕	1 不服申立て、訴訟等の処理の指導、助言及び調整に関すること。 2 公文書の保管に関すること。 3 他班の分掌事務の応援に関すること。
	企画調整班 〔行政経営室課長〕 〔(企画調整担当)〕 〔行政経営室員〕	政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめに関すること。
	応援1班 〔行政経営室課長〕 〔(公民連携・行政改革担当)〕 〔行政経営室員〕	他班の分掌事務の応援に関すること。
	応援2班 〔統計調査課長〕 〔統計調査課員〕	他班の分掌事務の応援に関すること。

を

「	文書法務班 〔総務課長〕 〔総務課員〕	1 不服申立て、訴訟等の処理の指導、助言及び調整に関すること。 2 公文書の保管に関すること。 3 他班実施事項の応援に関すること。
	企画調整班 〔行政経営室課長〕 〔(行政運営担当)〕 〔行政経営室員〕	政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめに関すること。
	県有財産班 〔行政経営室課長〕 〔(県有財産活用推進担当)〕 〔行政経営室員〕	1 県有財産の被害調査の取りまとめに関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。
	応援班 〔統計調査課長〕 〔統計調査課員〕	他班実施事項の応援に関すること。

に、

「	管財班 〔管財課長〕 〔管財課員〕	1 県有財産の保全対策、被害状況等の把握に関すること。 2 県有自動車の配備及び供与車両の使用の調整に関すること。
---	-------------------------	--------------------------------------------------------------

			<ul style="list-style-type: none"> 3 臨時電話の配備及び庁内放送に関すること。 4 庁舎内外の整備（現地対策本部及び仮庁舎の設営を含む。）に関すること。 5 対策本部の通信施設の整備（防災行政無線の運用を含む。）に関すること。
		税務班 〔 税務課長 〕 〔 税務課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う県税の減免、徴収猶予等に関すること。 2 他班の分掌事務の応援に関すること。

を

		管財班 〔 管財課長 〕 〔 管財課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> 1 県有自動車の配備及び供与車両の使用の調整に関すること。 2 臨時電話の配備及び庁内放送に関すること。 3 庁舎内外の整備（現地対策本部及び仮庁舎の設営を含む。）に関すること。 4 対策本部の通信施設の整備（防災行政無線の運用を含む。）に関すること。
		税務班 〔 税務課長 〕 〔 税務課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う県税の減免、徴収猶予等に関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。

に、

生活環境文化部 〔 生活環境文化部長 〕 〔 生活環境文化部次長 〕	生活環境に係る国民の保護のための措置に関すること。	県民生活・ボランティア班 〔 県民生活課長 〕 〔 県民生活課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活環境対策の総括に関すること。 2 生活関連物資の需給に関すること。 3 ボランティアの受入れ及び派遣に関すること。 4 人権啓発及び人権擁護に関すること。 5 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 6 部内の所管施設等への避難住民の受入れに関すること。
		応援班 〔 文化振興課長 〕 〔 文化振興課員 〕	他班の分掌事務の応援に関すること。

		スポーツ振興班 [スポーツ振興課長 スポーツ振興課員]	1 体育施設の災害対策に関する こと。 2 体育施設における避難所の 確保、開設及び運営に関する 協力に関する こと。 3 他班の分掌事務の応援に 関する こと。
--	--	-----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

生活環境文化部 [生活環境文化部長 生活環境文化 部次長及び文化 振興室長]	生活環境に係る国民の 保護のための措置に 関すること。	県民生活・ボランティア班 [県民生活課長 県民生活課員]	1 生活環境対策の総括に 関すること。 2 生活関連物資の需給に 関すること。 3 ボランティアの受入れ及 び派遣に 関すること。 4 人権啓発及び人権擁護に 関すること。 5 部内の被害報告の取りま とめ及び連絡調整に 関すること。 6 部内の所管施設等への 避難住民の受入れに 関すること。
		応援班 [文化振興室課長 (文化政策担当 及び芸術振興担 当) 文化振興室員]	他班実施事項の応援に 関すること。
		スポーツ振興班 [スポーツ振興課長 スポーツ振興課員]	1 体育施設の災害対策に 関すること。 2 体育施設における避難所 の確保、開設及び運営に 関する協力に 関すること。 3 他班実施事項の応援に 関すること。

に、

		障害福祉班 [障害福祉課長 障害福祉課員]	1 障害福祉施設の災害対策 に 関すること。 2 障害者の安全確保、救援 及び支援に 関すること。 3 災害救助活動の応援に 関すること。
--	--	-----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

を

		障害福祉班 [障害福祉課長 障害福祉課員]	1 障害者の安全確保、救援 及び支援に 関すること。 2 障害福祉施設の災害対策に
--	--	-----------------------------	----------------------------------------------------

			関すること。 3 災害救助活動の応援に関する こと。
--	--	--	----------------------------------

に、

商工労働部 (商工労働部) 長 商工労働部 (次長)	商工労働に 係る国民の 保護のため の措置に関 すること。	商工企画班 (商工企画課長) (商工企画課員)	1 商工対策の総括に関する こと。 2 商工業関係資材等の緊急輸 送の連絡調整に関する こと。 3 工場、事業場等の災害対策 に関する こと。 4 部内の被害報告の取りまと め及び連絡調整に関する こと。 5 商工業関係団体との連絡に 関する こと。 6 電力会社からの情報収集及 び電力会社への要請に関 する こと。 7 部内の所管施設等への避難 住民の受入れに関する こと。
		地域産業支援班 (地域産業支援課) 長 (地域産業支援課) 員	1 中小企業に対する復旧資金 のあっせん及び助成に関 する こと。 2 大規模店舗（店舗面積が 10,000平方メートル以上の店 舗をいう。）への連絡に関 する こと。 3 商工会議所、商工会及び中 小企業団体中央会との連絡に 関する こと。 4 他班の分掌事務の応援に関 する こと。
		立地通商班 (立地通商課長) (立地通商課員)	物流（他班の分掌事務に関する ものを除く。）に関する こと。

を

商工労働部 (商工労働部) 長 商工労働部 (次長及び地 域産業振興) 室長	商工労働に 係る国民の 保護のため の措置に関 すること。	商工企画班 (商工企画課長) (商工企画課員)	1 商工対策の総括に関する こと。 2 商工業関係資材等の緊急輸 送の連絡調整に関する こと。 3 工場、事業場等の災害対策 に関する こと。 4 部内の被害報告の取りまと め及び連絡調整に関する こと。 5 商工業関係団体との連絡に 関する こと。
--------------------------------------------------------------	-------------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		6 電力会社からの情報収集及び電力会社への要請に関する こと。 7 部内の所管施設等への避難 住民の受入れに関する こと。
	地域産業振興班 〔地域産業振興室 課長（経営支援 担当、スタート アップ創業支援 担当及び伝統産 業支援担当） 地域産業振興室 員〕	1 中小企業に対する復旧資金 のあっせん及び助成に関する こと。 2 大規模店舗（店舗面積が 10,000平方メートル以上の店 舗をいう。）への連絡に関する こと。 3 商工会議所、商工会及び中 小企業団体中央会との連絡に 関すること。 4 他班実施事項の応援に関す ること。
	立地通商班 〔立地通商課長〕 〔立地通商課員〕	物流（他班実施事項に関するも のを除く。）に関する こと。

に、

	応援1班 〔市場戦略推進課 長 市場戦略推進課 員〕	他班の分掌事務の応援に関する こと。
--	----------------------------------------	-----------------------

を

	応援1班 〔市場戦略推進課 長 市場戦略推進課 員〕	他班実施事項の応援に関する こと。
--	----------------------------------------	----------------------

に、

	農業経営班 〔農業経営課長〕 〔農業経営課員〕	他班の分掌事務の応援に関する こと。
--	-------------------------------	-----------------------

を

	農業経営班 〔農業経営課長〕 〔農業経営課員〕	他班実施事項の応援に関する こと。
--	-------------------------------	----------------------

に、

「		応援2班 〔農村振興課長〕 〔農村振興課員〕	他班の分掌事務の応援に関する こと。」
---	--	------------------------------	------------------------

を

「		応援2班 〔農村振興課長〕 〔農村振興課員〕	他班実施事項の応援に関する こと。」
---	--	------------------------------	-----------------------

に、

「		応援班 〔営繕課長〕 〔営繕課員〕	他班の分掌事務の応援に関する こと。」
---	--	-------------------------	------------------------

を

「		応援班 〔営繕課長〕 〔営繕課員〕	他班実施事項の応援に関する こと。」
---	--	-------------------------	-----------------------

に、

「出納部 〔出納局長〕 〔出納課長〕	災害経理 (義えん金 の保管を含	応援班 〔検査室長〕 〔検査室員〕	他班の分掌事務の応援に関する こと。」
--------------------------	------------------------	-------------------------	------------------------

を

「出納部 〔出納局長〕 〔出納課長〕	災害経理 (義えん金 の保管を含	応援班 〔検査室長〕 〔検査室員〕	他班実施事項の応援に関する こと。」
--------------------------	------------------------	-------------------------	-----------------------

に改める。

別表第1の2の表中

「文教部 〔教育長〕 〔教育次長〕	教育関係の 国民保護の 措置に関する こと。	教育企画班 〔教育企画課長〕 〔教育企画課員〕	1 部内職員(教職員を除く。)の 動員に関すること。 2 教育関係施設の災害対策及び 市町村教育委員会等の関係機 関との警報の伝達体制の整備 に関すること。 3 部内の被害報告の取りまと め及び連絡調整に関するこ と。 4 教育関係施設における避難 所の確保、開設及び運営に関 する協力に関すること。 5 部内の所管施設等への避難 住民の受入れに関すること。」
-------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

文教部 〔教育長 教育次長及 び教育みら い室長〕	教育関係の 国民保護の 措置に関す ること。	教育企画班 〔教育企画課長〕 〔教育企画課員〕	1 部内職員(教職員を除く。)の動員に関する事 2 教育関係施設の災害対策及び市町村教育委員会等の関係機関との警報の伝達体制の整備に関する事 3 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事 4 教育関係施設における避難所の確保、開設及び運営に関する協力に関する事 5 部内の所管施設等への避難住民の受入れに関する事
		小中学校班 〔教育みらい室課長(小中学校担当)〕 〔教育みらい室員〕	1 被災教職員の援護に関する事 2 小中学校の児童及び生徒の避難に関する事 3 被災児童及び被災生徒の授業に関する事 4 被災児童及び被災生徒の教科書等の支給に関する事
		県立学校班 〔教育みらい室課長(県立高校担当及び特別支援教育担当)〕 〔教育みらい室員〕	1 県立学校の児童及び生徒の避難に関する事 2 被災児童及び被災生徒の授業に関する事 3 被災児童及び被災生徒の教科書等の支給に関する事 4 被災児童及び被災生徒の就学援助に関する事
		応援班 〔教育みらい室課長(県立高校改革推進担当)〕 〔教育みらい室員〕	他班実施事項の応援に関する事

に改め、

	県立学校班 〔県立学校課長〕 〔県立学校課員〕	1 県立学校の児童及び生徒の避難に関する事 2 被災児童及び被災生徒の授業に関する事 3 被災児童及び被災生徒の教科書等の支給に関する事 4 被災児童及び被災生徒の就学援助に関する事
	小中学校班 〔小中学校課長〕 〔小中学校課員〕	1 被災教職員の援護に関する事 2 小中学校の児童及び生徒の

			避難に関すること。 3 被災児童及び被災生徒の授業に関すること。 4 被災児童及び被災生徒の教科書等の支給に関すること。」
--	--	--	---------------------------------------------------------------------

を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(防災・危機管理課)

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和6年3月29日

富山県災害対策本部長

富山県知事 新 田 八 朗

富山県災害対策本部訓令第1号

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和46年富山県災害対策本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1の知事政策部の項を次のように改める。

<p>知事政策部 知事政策局長、成長政策局長、広報・戦略室長、広報・ブランディング推進室長、デジタル化推進室長及び働き方改革・女性活躍推進室長</p>	<p>報道等に関すること。</p>	<p>戦略企画班 成長戦略室課長 (戦略企画担当) 成長戦略室員</p>	<p>1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。</p>
<p>応援1班 成長戦略室課長 (ウェルビーイング推進担当、民間活力導入・規制緩和推進担当及びカーボンニュートラル推進担当) 成長戦略室員</p>	<p>他班実施事項の応援に関すること。</p>	<p>広報班 広報・ブランディング推進室課長 (広報担当及びブランディング推進担当) 広報・ブランディング推進室員</p>	<p>1 広報活動に関すること。 2 広聴活動の実施に関すること。</p>
<p>デジタル化推進班 デジタル化推進室課長 (デジタル戦略担当、行政デジタル化・生産性向上担当及び情報システム担当) デジタル化推進室員</p>	<p>1 庁内LAN及び関連システム・サービスの維持に関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。</p>		

	<p>応援2班 働き方改革・女性活躍推進室課長 (少子化対策・働き方改革推進担当及び女性活躍推進担当) 働き方改革・女性活躍推進室員</p>	<p>他班実施事項の応援に関すること。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

別表1中

	<p>応援2班 観光振興室課長 (コンベンション・賑わい創出担当) 観光振興室員</p>	<p>他班実施事項の応援に関すること。</p>
	<p>応援3班 観光振興室課長 (世界遺産・ふるさと教育推進担当) 観光振興室員</p>	<p>他班実施事項の応援に関すること。</p>

を

	<p>応援2班 観光振興室課長 (コンベンション・賑わい創出担当及び世界遺産・ふるさと教育推進担当) 観光振興室員</p>	<p>他班実施事項の応援に関すること。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------	-------------------------

に改め、同表の交通政策部の項を次のように改める。

<p>交通政策部 交通政策局長 交通政策局次長及び 地域交通・新幹線政 策室長</p>	<p>交通に係る災害対策等に 関すること。</p>	<p>交通戦略企画班 地域交通・新幹線政 策室課長 (交通戦略企画担当) 地域交通・新幹線政 策室員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 バスの被害に関する情報の取りまとめに関すること。 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 3 他班実施事項の応援に関すること。
<p>広域交通・新幹線政策班 地域交通・新幹線政 策室課長 (広域交通・新幹線 政策担当及び城端線 ・水見線再構築推進 担当) 地域交通・新幹線政 策室員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車による緊急物資輸送の連絡調整に関すること。 2 列車の被害に関する情報の取りまとめに関すること。 3 他班実施事項の応援に関すること。 		
<p>航空政策班 航空政策課長 航空政策課員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 富山空港の災害予防及び災害応急対策に関すること。 2 緊急物資の輸送に係る空港の使用に関すること。 3 他班実施事項の応援に関すること。 		

別表1中

<p>企画調整班 行政経営室課長 (企画調整担当) 行政経営室員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめに関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。
<p>応援1班 行政経営室課長 (公民連携・行政 改革担当) 行政経営室員</p>	<p>他班実施事項の応援に関すること。</p>

応援調査課長 (統計調査課長) (統計調査課員)	他班実施事項の応援に関する事。
--------------------------------	-----------------

企画調整班 (行政経営室課長) (行政運営担当) (行政経営室員)	1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめに関する事。 2 他班実施事項の応援に関する事。
県有財産班 (行政経営室課長) (県有財産活用推進担当) (行政経営室員)	1 県有財産の被害調査の取りまとめに関する事。 2 他班実施事項の応援に関する事。
応援班 (統計調査課長) (統計調査課員)	他班実施事項の応援に関する事。

管財班 (管財課長) (管財課員)	1 県有財産の被害調査の取りまとめに関する事。 2 県有自動車(乗用)の配備に関する事。 3 臨時電話の配備及び庁内放送に関する事。 4 庁舎内外の整備に関する事。 5 防災行政無線の運用に関する事。
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を「

に、「

を

「
 管 財 班
 (管 財 課 長)
 (管 財 課 員)
 1 県有自動車(乗用)の配備に関すること。
 2 臨時電話の配備及び庁内放送に関すること。
 3 庁舎内外の整備に関すること。
 4 防災行政無線の運用に関すること。」

「生活環境文化部長
 (生活環境文化部長)
 (生活環境文化部長)」
 に、
 を
 「生活環境文化部長
 (生活環境文化部長)
 (生活環境文化部長)」
 に、

「文化振興課長
 (文化振興課長)」
 を
 「文化振興室課長
 (文化政策担当及び芸
 術振興担当)
 (文化振興室員)」
 に、

「障害福祉課長
 (障害福祉課長)
 (障害福祉課員)
 1 障害福祉施設の災害対策に関すること。
 2 災害救助活動の応援に関すること。」

を
 「障害福祉課長
 (障害福祉課長)
 (障害福祉課員)
 1 被災障害者の援護に関すること。
 2 障害福祉施設の災害対策に関すること。
 3 災害救助活動の応援に関すること。」

「商工労働部長
 (商工労働部長)
 (商工労働部長)」
 を
 「商工労働部長
 (商工労働部長及び
 地域産業振興室長)」
 に、

地域産業支援班
 (地域産業支援課長
 地域産業支援課員)

を

地域産業振興班
 (地域産業振興室課長
 (経営支援担当、ス
 タートアップ創業支
 援担当及び伝統産業
 支援担当)
 地域産業振興室員)

に、

文教
 (教育次長
 部長)

教育関係の災害対策に関
 すること。

教育企画班
 (教育企画課長
 教育企画課員)

- 1 部内職員の動員(教職員を除く。)に関する事
- 2 教育関係施設の災害対策に関する事
- 3 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事

を

文教
 (教育次長及び教育みら
 い室長
 部長)

教育関係の災害対策に関
 すること。

教育企画班
 (教育企画課長
 教育企画課員)

- 1 部内職員の動員(教職員を除く。)に関する事
- 2 教育関係施設の災害対策に関する事
- 3 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事

小中学校班
 (教育みらい室課長
 (小中学校担当)
 教育みらい室員)

- 1 被災教職員の援護に関する事
- 2 被災児童及び被災生徒の授業に関する事
- 3 被災児童及び被災生徒の教科書等の支給に関する事
- 4 他班実施事項の応援に関する事

県立学校班
 (教育みらい室課長
 (県立高校担当及び
 特別支援教育担当)
 教育みらい室員)

- 1 被災児童及び被災生徒の授業に関する事
- 2 被災児童及び被災生徒の教科書等の支給に関する事
- 3 被災児童及び被災生徒の就学援助に関する事
- 4 他班実施事項の応援に関する事

	他班実施事項の応援に関すること。 応援班 教育みらい室課長 (県立高校改革推進 担当) 教育みらい室員
--	--------------------------------------------------------------------

に改め、

県立学校班 (県立学校課長) (県立学校課員)	1 被災児童及び被災生徒の授業に関すること。 2 被災児童及び被災生徒の教科書等の支給に関するこ と。 3 被災児童及び被災生徒の就学援助に関すること。
小中学校班 (小中学校課長) (小中学校課員)	1 被災教職員の援護に関すること。 2 被災児童及び被災生徒の授業に関すること。 3 被災児童及び被災生徒の教科書等の支給に関するこ と。

を削り、

応援1班 (電気課長) (電気課員)	1 発電所発電施設の災害対策に関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。
応援2班 (水道課長) (水道課員)	1 水道施設の災害対策に関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。

を

電気班 (電気課長) (電気課員)	発電所発電施設の災害対策に関すること。
-------------------------	---------------------

			水道施設の災害対策に関すること。
水	道	班	
(水	道	課	
水	道	課	
		長	
		員	

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(防災・危機管理課)
